

監 査 報 告 書

公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート
理事長 矢 頭 範 之 殿

令和3（2021）年5月7日

公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート

監 事 信 太 貢 印

監 事 木 村 一 美 印

監 事 齋 木 賢 二 印

監 事 櫻 井 清 印

私ども公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート（以下「当法人」という。）の監事4名は、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの第22会計年度における当法人の会計監査及び業務監査を行った結果を次のとおり報告する。

なお、監査を行うにあたっては、当法人の健全で持続的な成長を確保し担保することが監事の基本的な責務であることを自覚し、当法人の良質な統治体制の確立と運用による社会的責任の遂行及び社会的信頼の向上を基本的な視点とした。

特に業務監査においては、理事の職務の執行が法令・定款を遵守して行われているかどうかのみならず、理事の執行判断にかかわる事項については、善管注意義務違反がないかどうかも監査の対象とした。

第1 監査の方法の概要

- 1 会計監査については、当法人の本部及び各支部の決算関係書類たる帳簿並びに書類の閲覧等、必要と思われる監査手段を用いて当該書類の正確性を検討した。
- 2 業務監査については、理事会及び常任理事会への出席並びに理事からの報告の聴取等により、執行の決定過程及びその内容並びに理事の業務執行の法令、定款への抵触及び善管注意義務違反の有無を検討した。

第2 監査意見

1 会計監査について

- (1) 公益法人会計基準に規定する財務諸表は、会計帳簿の記載の金額と一致し、当法人の収支及び財産の状況を正しく示していると認める。

- (2) 新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、各事業の中止・延期により支出ができず、特に公3事業については収入が費用を上回ったが、事業全体としては収支相償を満たしている。ここでは、公3事業の現状を指摘するにとどめる。
- (3) 本部及び各支部の遊休財産の保有状況について、保有上限額を下回っているのは7支部のみであり、法人全体の保有遊休財産額と保有上限額の比率は131.6%であった。新型コロナウイルス感染症拡大により事業支出ができなかったことが原因であると思われるので、現状を指摘するにとどめる。

2 業務監査について

- (1) 新型コロナウイルス感染拡大防止措置を取らざるを得ない状況のもと、各支部及び本部の定時総会は出席者及び議案を少数にとどめての開催、特に本部定時総会においては適切な弁明機会の付与の観点から除名議案の見送り、役員会及び各種委員会のWEB会議での開催、後見人等候補者名簿登載を停止して更新期限の1年延期、本部事務局職員の自宅待機・テレワーク等を余儀なくされたが、これらを含む新型コロナウイルス感染拡大防止対応による業務執行に違法はなく、妥当であったと認める。
- (2) その他、理事の職務執行に関する不正な行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はないと認める。

3 その他の事項に関する監査意見

(1) 和歌山支部の問題について

和歌山支部の支部運営に関する問題について、本部執行部の対応は適正であった。毅然としており、不必要な譲歩もせず、事態を收拾するべく最大限の努力をし、他の支部への情報提供も適切であった。しかし、このような問題には何かしらの原因があるはずである。今後はその原因を探り、執行部において対応が可能な場合には柔軟に対応し、事態の收拾・好転を図るべきである。

(2) コロナ禍における事業執行について

コロナ禍は当法人の事業執行に大きな影響を与え、かつ、今後も与え続けるものと考えられる。三点指摘する。

まず一つは、WEB会議が当法人事業の実務対応協議の中心となりつつあるが、事前情報交換の在り方等を含め当該会議形態における議論の活発化と深化の方策を検討すべきである。

会員に対する専門的研修の提供は当法人の存在意義そのものであるが、昨今の状況は集合による研修を困難としている。レポート提出を義務付けている現在のオンライン研修は、評価する側に大きな負担となっているものと考えられる。ディスカッションを必須とする研修の義務化を含めその提供方法をさらに検討する必要があるものとする。

コロナ禍による各支部における未執行事業の内容等を分析し、今後の当法人事業の（期限付き）絞り込みを含め、その在り方を検討すべきである。

(3) 執務管理センター構想について

当法人（本部）事業として行う執務管理センター構想は、未だ検討段階にある。実施する場合は毎年億単位規模の事業となり、当法人運営に多大な影響を及ぼすことが予想される。

特に財政面や労務管理に関し十分な検討と検証を重ね、適正な管理運営体制を構築する等、慎重に対応すべきである。

(4) 支部監査について

年2回実施されている支部監査においては監査チェックリストを活用することにより適正性の担保を図っている。各支部から提出されたチェックリスト及び詳細な説明・資料提供により各支部の支部監査は適正なもの認められる。ただし、一支部（和歌山）においてチェックリストの提出がなく、支部監査の適正性が確認できなかった。これは一支部の問題にとどまらず法人全体の事業運営の適正確保に影響するものであることを指摘するとともに改善を望む。

(5) 財務運営改革について

財務運営改革について、各司法書士会の理解と協力を得る必要があるが、公益社団法人である当法人の事情及び立場に関する説明を尽くし、今後数年間の財務状況の予測等も示して、各司法書士会の理解を得るよう努力されたい。

(6) 組織運営改革について

総会運営、役員選出方法等の改革について日本司法書士会連合会との合同会議を開催し検討を進めているが、当法人が公益社団法人であることの認識のもとに、相応しい方法を見極めて改革を進められたい。

以上